

《改正後溶込》

魚沼地区障害福祉組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成26年12月25日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 管理者
- (2) 副管理者
- (3) 監査委員
- (4) 行政不服審査会委員

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は別表のとおりとし、その支給の時期は次に定めるところによる。

- (1) 年額で定めている報酬については、毎年度末
 - (2) 日額で定めている報酬については、執務の終了の都度
- 2 管理者及び副管理者の報酬は、3月1日に在職するものに当該年度分を支給する。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したとき、及び特別職の職員が居住地において委員会、審査、監査又は関係する会議に出席したときは、費用弁償として旅費及び日当を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費及び日当の額は、別表のとおりとする。
- 3 管理者及び副管理者にあつては、前2項の規定にかかわらず費用弁償を支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

附 則(平成28年3月23日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額	費用弁償額	
		旅 費	日 当
管理者	年額 2,000 円	なし	なし
副管理者	年額 2,000 円	なし	なし
監査委員	日額 2,000 円	魚沼市長職相当 旅費額	2,000 円
行政不服審査会委員	日額 2,000 円	魚沼市長職相当 旅費額	2,000 円